

6 農産第5120号
令和7年3月25日

各地方農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

(農林水産省) 農産局長

新たな農業機械安全性検査制度への対応について

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械安全性検査制度が見直され、本年4月より新たな制度の運用が開始される場所である。これに伴い、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）に基づき、農業機械安全性検査の合格機の導入を要件とする補助事業の円滑な遂行につき遺漏のなきようにされたい。

併せて、農業機械の型式選定に当たり、農業機械安全性検査合格機を優先するよう農業者への指導の徹底を図られたく、貴職より都道府県知事宛て依頼されたい。

なお、このことに関し、別添のとおり、農業機械関係団体宛て通知したので、了知の上、併せて都道府県知事宛て周知されたい。